

どんな相談ができるの？

障害福祉サービス
を利用したい

ひとり暮らしを
してみたいけど…



障がい者に対する
サービスって
どういったものが
あるの？

など…

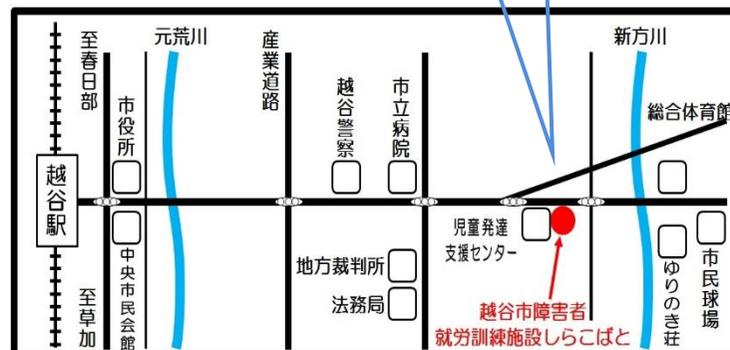
相談員がお手伝いさせて
いただきます。

《開館時間》
午前8時30分～午後5時

《休館日》
(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
(2) 12月29日から翌年の1月3日

【交通アクセス】

- 越谷駅東口から朝日バス
・「増林地区センター・いきいき館・
総合公園行き」⇒
『増林バス停』下車
- ・「市立病院行き」乗車の場合は、
市立病院で下車し徒歩約8分
- 南越谷駅南口からタローズバス
・「東埼玉テクノポリス・越谷市斎場・
松伏ターミナル行き」⇒
『城ノ上小学校入口』下車
- 越谷レイクタウン駅北口からタローズバス
・「南埼玉病院前経由
タローズ本社前行き」⇒
『城ノ上小学校入口』下車



みんなが参画し、ともに築く、福祉の
まちを目指して…

社会福祉法人
越谷市社会福祉協議会



越谷市障害者
相談支援センター

「しらこぼと」

ご相談をお待ちしています

〒343-0011
埼玉県越谷市増林 5830-4
越谷市障害者就労訓練施設
しらこぼと内

TEL : 048-965-6594
FAX : 048-965-6597
E-mail :
shirakobato@koshigaya-syakyo.com

URL :
<http://www.koshigaya-syakyo.com>

障害者相談支援センター 「しらこぼと」とは

障がいのある方に相談支援専門員などが以下のサービスを行います。

- ① 日常生活全般についての相談
- ② 地域の障害福祉サービス事業所等の情報提供
- ③ サービス等利用計画の作成及び評価・モニタリングの実施
- ④ その他必要な援助

サービス等利用計画作成の流れ

ご相談

障害福祉課への申請

障害者相談支援センター「しらこぼと」と契約

アセスメント（相談員との面接や訪問）

サービス等利用計画（案）を相談支援専門員が作成します。ご理解頂けましたら署名をお願いします。

サービス担当者会議

**支給決定
福祉サービスの利用が開始**

サービス等利用計画（本計画）を相談支援専門員が作成します。署名をお願いします。

その後、市役所が決めた期間ごとにモニタリング（状況の確認等）を行います。相談支援専門員はモニタリング報告書を作成します。ご署名をお願いします。

～相談について～

Q. 相談に料金はかかりますか？
A. 無料です。計画相談を契約後、交通費等を頂く場合がございます。

Q. 対象者は誰ですか？
A. 18歳以上の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者含む）、厚生労働省が定める難病患者の方。または、そのご家族や関係機関の方々。
*手帳の有無は問いません。

Q. 相談支援事業所を利用するメリットはありますか？
A. 「利用者さんが自分らしく生きるため」に、手続きやサービスの説明や必要に応じて事業所などへ同行いたします。関係機関が連携し、総合的なサービスの提供を出来るように相談支援専門員が「利用者さんと一緒」に考えていきます。

Q. 相談の方法は？
A. 来所頂くことも可能ですが、相談員が不在等の場合もございます。電話、FAX、E-mailにて事前にご予約・ご相談いただけますと幸いです。

お気軽にお問合せください。

